

## 空家等対策計画の策定について

### 1. 空家等対策計画の策定

#### (1) 策定の必要性

空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市が定める計画です。

国の「空き家再生等推進事業」による支援におきまして、令和2年度より当該計画に基づく空家等の対策が国の補助金の支給要件となっています。

#### (2) 空き家再生等推進事業の概要

当該事業は、居住環境の整備改善を図るため、空き家・不良住宅の除却等に取り組む市町村に対し国が支援を行う事業（社会資本整備総合交付金）です。

事業内容としては、空き家の除却及び活用、空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握等があり、空き家の除却は、所有者による自主除却の補助だけでなく、略式代執行も対象となります。

※1 負担内訳：所有者が実施する場合 所有者3分の1、残り3分の2（上限1,332千円）を補助（補助内訳：国費2分の1、県費4分の1、市費4分の1）

※2 令和元年度までは同計画の策定が国の支給要件ではありませんでしたが、本年度より要件となったため、本年度については国費、県費分も市費で負担します。

※3 補助実績：平成27年度～令和元年度まで 除却補助13件、略式代執行2件

### 2. 策定体制

計画の策定については、庁内関係課で構成する空家等審議会に意見を聞きながら取り組みを進めます。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

令和2年	6月～	計画検討
令和3年	1月	パブコメ実施
	2月	パブコメ意見を受け、計画案修正 ⇒ <u>計画策定</u>
	3月	市ホームページで公表